

制度で職業能力開発促進法に基づいて実施されます。検定職種ごとに特級、1級、2級及び3級に区分するものと等級に区分しないもの(以下単一等級という)とあり、実技試験と学科試験によって行われます。

技能検定に合格すると、特級、1級及び単一等級は厚生労働大臣名の2級及び3級は県知事名の合格証書が交付され、法に基づいて「技能士」と称することができます。

技能者の皆さん、自分の技能に自信と誇りをもって、この検定制度を大いに活用しましょう。

○受検申請受付：平成25年10月7日(月)～10月18日(金)

○実技試験 問題公表 平成25年11月27日(水)

実施 平成25年12月4日(水)から平成26年2月16日(日)まで

○学科試験 平成26年1月26日(日)、平成26年2月2日(日)、
平成26年2月5日(水)、平成26年2月9日(日)

○合格発表 平成26年3月14日(金)

【お問い合わせ先】 秋田県職業能力開発協会 ☎018-862-3510

キャリア教育アワード・キャリア教育推進連携表彰について 【経済産業省】

経済産業省では、子どもや若者たちに対して、仕事のやりがいや学校での学びと実社会とのつながりを伝える「キャリア教育」に取り組む企業等の活動を表彰する「キャリア教育アワード」を開催します。

また、教育関係者と地域・社会や産業界の関係者とが連携・協働して取り組む「キャリア教育」の先進事例を表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を文部科学省と共同で実施しますので、是非、ご応募下さい。

○募集締切 平成25年11月29日(金)必着

【お問い合わせ先】 経済産業省 経済産業政策局 産業人材政策室 ☎03-3501-2259

組合相談コーナー

行方不明組合員の 出資金整理について

Q 組合員Aは、○年に組合に加入し、×年まで組合を利用していましたが、その後行方不明となりました。組合としては、Aの出資を整理し実質上の組合員の出資のみとしたいのですが、どのような処理が適当なのでしょう。なお、Aの組合に対する負債はありません。

A 出資を整理するには、組合員Aが組合を脱退することが前提となるので、行方不明組合員については①資格喪失による脱退か、又は②除名による強制脱退が考えられます。

もし、行方不明と同時に事業を廃止しているのであれば、資格喪失として処理することが可能です。この場合、組合員たる資格が喪失したことを理事会において確認し、議事録にとどめると同時に、内容証明郵便をもって持分払戻請求権の発生した旨の通知を行うことが適当と考えられます。

除名は総会の議決を要し、この場合、除名しようとする組合員に対する通知、弁明の機会の付与等の手続が必要ですが、組合員に対する通知は組合員の届出住所にすれば足り、この通知は通常到達すべきであった時に到達したものとみなされます。

弁明の機会の付与については、その組合員が総会に出席せず弁明を行わない場合は、その組合員は弁明の権利を放棄したものとみなされ、除名議決の効力が続きます。

なお、除名が確定した場合は、資格喪失の場合と同様の通知とするのが適当です。

以上の手続により、当該組合員に持分払戻請求権が発生しますが、その請求権は2年間で時効により消滅するので、時効まで未払持分として処理し、時効成立を待つこれを雑収入または債務免除益に振り替えるのが適当です。

ちなみに、Aが組合に対して負債がある場合は、持分の払戻し停止、あるいは払い戻すべき持分とその債務と相殺することができます。

※なお、ご不明な点がございましたら、本会までお問い合わせください。